

[事案 29-272] 新契約無効請求

・平成 30 年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人が説明した内容の不備等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 12 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 本契約は自分の収入額に見合わない高額保険であり、募集人の勧誘は不適切である。
- (2) 募集人は、主に夫に対して本契約に関する説明をしており、自分に対しては 2 回しか説明をしていない。2 回の商談は、契約を断れる雰囲気ではなかった。
- (3) 夫の年金を本契約の保険料の支払いに充てることについて、税務上の問題点はないと説明されたが誤りだった。
- (4) 消費者契約法による誤認に気づいたときや困惑の状況から解放されたときから 6 か月以内で取消しができる。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約の締結に際し、保険料の支払いが可能かどうか確認している。テナントの家賃収入等もあるので支払いが十分可能であると確認した。
- (2) 申立人に対して説明をした回数は 2 回であるが、募集人は、所定の募集資料を用いて申立人に対して十分な説明を行っている。
- (3) 申立人の夫の年金を本契約の保険料の支払いに充てるという提案は行われていない。税務上の問題点について申立人から質問がなされた事実もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明や勧誘方法に不適切な点があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。